



## (手数料)

**第三条** 法第五十条第一項の規定により次の各号に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十六条の認定の更新を受けようとする者（次号に掲げる者を除く。）一万円  
二 既に法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている型式（以下この号において「既認定型式」という。）と国土交通大臣が定める基準からみて重要でない部分のみが異なる型式（当該既認定型式が既に法第十六条の認定の更新を受けているものに限る。）について法第十六条の認定の更新を受けようとする者 一万円を超えない範囲内において実費を勘案して国土交通大臣が定める額

三 净化槽設備士免状の交付、再交付又は書換えを受けようとする者 一千三百円

四 净化槽設備士試験を受けようとする者 三万七千円

五 净化槽管理士免状の交付、再交付又は書換えを受けようとする者 一千三百円

六 净化槽管理士試験を受けようとする者 二万三千六百円

前項に規定する手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

## 附 則

## (施行期日)

1 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

2 次に掲げる政令は、廃止する。  
(淨化槽法関係手数料令等の廃止)

一 淨化槽法関係手数料令（昭和五十八年政令第二百二十九号）  
二 淨化槽法第十条第二項の技術管理者を置くべき淨化槽の規模を定める政令（昭和六十一年政令第二百四十五号）

附 則（平成一六年三月一九日政令第四七号）  
この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日政令第一二八号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月一四日政令第四六号）  
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令の施行前に実施の公告がされた淨化槽設備士試験を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年三月一一日政令第一七号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月三日政令第三〇号）  
この政令は、公布の日から施行する。